



目 次

告 示	ページ
◎指定市町村事務受託法人の指定 (高齢者福祉課)	1
○鳥獣捕獲等事業の認定 (鳥獣対策課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	2
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出 (2件)	4
○政治団体の解散の届出	5

告 示

高知県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定をしたので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 受託事務を行う事務所の名称及び所在地  
社会福祉法人土佐市社会福祉事業団  
土佐市高岡町甲1792-2
- 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人土佐市社会福祉事業団  
土佐市高岡町甲1792-2
- 事務所の指定の申請者の代表者の職名及び氏名

- 理事長 板原 啓文
- 指定年月日  
平成28年6月7日
  - 受託事務の種類  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
  - 居宅サービス等の提供の有無  
有

高知県告示第350号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

平成28年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称  
土佐の里山グループ合同会社
- 認定鳥獣捕獲等事業者の住所  
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
弘田 純清
- 認定年月日  
平成28年6月3日

高知県告示第351号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11334950238 山霧（全和褐233） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	南国市高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11346216629 北嶺栄（全和褐原115）	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市高知大学農林海洋科学部附	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

牛 褐毛和種	更	属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	
-----------	---	-----------------------	--

高知県告示第352号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡津野町新土居字カット口越2168（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川渡 字尾崎7590番から	前	10.2	85
		28.2	

吾川郡仁淀川町川渡 字尾崎7610番まで	後	13.9 }	85
		40.0	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年6月9日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年6月 4日	特定非 営利活 動法人 絆	矢野 豪 佑	高岡郡 梶原町 下折渡 210番 地	この法人は、地域住民 に対して、過疎地有償 運送、高齢者生活支 援、地域おこしに関す る事業を行い、住民 が、活力があり、安 心、安全、快適な生活 ができることに寄与す ることを目的とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市陣山400番地

- 横堀 忠広
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市陣山字給田52番1、53番、54番、55番、56番、57番、58番1、58番3、59番1及び60番、字萩野247番及び248番並びに字西中井688番3、693番1及び696番1
- (2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市陣山18番地  
山崎 雅穂
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市陣山字南入口30番1、31番2、35番2、36番1、37番1及び38番1並びに字給田43番、44番、45番、46番1、47番1及び48番2
- (3)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市西山826番地  
森野 幸一
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市西山字荒神丸692番、693番1、694番1、694番2、695番、696番及び697番、字二ノ口丸791番1、792番1、793番、794番及び798番1、字山本丸812番、815番1、816番イ、816番2及び817番、字土居丸836番イ及び842番イ、字柳ノ丸1084番、字竹田丸1128番、1129番、1130番、1131番、1142番、1144番、1145番及び1150番並びに字徳岡丸1158番、1163番1、1163番2、1164番1、1164番2及び1165番
- (4)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市葛島三丁目4番5号  
福井 雅一
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市三島字渕ヶ上368番1
- (5)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
吾川郡いの町枝川2731番地1  
田上 和久
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市下末松字八幡425番及び426番
- (6)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市一宮東町四丁目2番2号  
美馬 洋子
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市包末字丸田182番1及び183番1
- (7)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町床鍋653番地4  
床鍋農事組合法人 代表理事 佐竹 薫
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町床鍋字下モケ谷386番3及び1559番、字入レ子口892番1、894番、898番1及び899番1、字三

- 島野丸969番及び1755番、字白王ヶ原1505番、字江ノ口1544番、字土俵ノ丸1683番、字下鎌ゲタ1689番及び1693番、字初野奈路1743番及び1744番並びに字城屋舗1767番
- 2 認可年月日  
平成28年6月21日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第52号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。  
平成28年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

目次中「第14章 推薦団体の選挙運動（第58条―第61条）」を「第14章 削除」に改める。

第7条第1項第1号中「又は参議院議員」を削り、同項第2号中「又は参議院議員」及び「又は第4項」を削り、同項第3号中「若しくは参議院議員」及び「又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合」を削り、同条第2項中「又は第4項」及び「又は第5項」を削る。

第57条第2項中「及び専ら手話通訳のために使用する者に限る」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る」に、「1万円」を「1万円以内」に、「及び専ら手話通訳のために使用する者」にあっては「15,000円」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者」にあっては「15,000円以内」に改める。

第14章を次のように改める。

第14章 削除

第58条から第61条まで 削除

第73条第5項中「参議院（選挙区選出）議員又は」を削る。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（選挙長及び選挙分会長の印影）（第4条関係）

区分	印影	区分	印影
衆議院高知県 小選挙区選出 議員選挙選挙 長		衆議院比例代 表選出議員選 挙高知県選挙 分会長	
参議院比例代 表選出議員選 挙高知県選挙 分会長		高知県議会議 員選挙選挙長	
高知県知事選 挙選挙長		高知海区漁業 調整委員会委 員選挙選挙長	

別表第4中「参議院（選挙区選出）議員の選挙又は」及び同表参議院選挙区選出議員選挙の項を削る。

別記第29号様式から別記第31号様式の2までを次のように改める。

第29号様式から第31号様式の2まで 削除

附 則

この告示は、平成28年6月21日から施行する。ただし、この告示（第57条第2項の改正規定を除く。）による改正後の高知県選挙事務執行規程の規定は、平成28年6月21日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

高知県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤正久・宇都隆史を支える高知の会	川上 剛男	武田 人士	高知市土居町16-22	平28・4・22

## 高知県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
民進党高知県参議院選挙区第2総支部 (広田 一)	政治団体の名称	民主党高知県参議院選挙区第2総支部	民進党高知県参議院選挙区第2総支部	平28・4・4
民進党高知県第1区総支部 (大石 宗)	政治団体の名称	民主党高知県第1区総支部	民進党高知県第1区総支部	平28・4・14
民進党高知県第2区総支部 (広田 一)	政治団体の名称	民主党高知県第2区総支部	民進党高知県第2区総支部	平28・4・14
	代表者	武内 則男	広田 一	
	会計責任者	濱野 昌子	亀井 政貴	
	公職の種類 (第1号)	参議院議員	衆議院議員	平28・4・18

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
武内則男後援会 (武内 則男)	公職の種類 (第1号)	参議院議員	衆議院議員	平28・4・25
	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)	武内 則男 参議院議員	武内 則男 衆議院議員	

## 高知県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党中土佐町大野見支部 (勢田 政志)	異動なし	高橋 孝郎	異動なし	平28・4・1
新			市川 正彦		
旧	民主党高知県総支部連合会 (広田 一)	異動なし	異動なし	異動なし	平28・4・4
新	民進党高知県総支部連合会 (広田 一)				

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	四国税理士政治連盟高知県支部 (清藤 智彦)	矢野 平八	異動なし	異動なし	平27・9・7
新					
旧	久保博道後援会 (榎並谷 哲夫)	異動なし	榎本 たくみ	異動なし	平27・11・1
新			久保 紀子		

旧	高知県不動産政治連盟 (藤本 武志)	異動なし	異動なし	異動なし	平28 ・ 4 ・ 1
新	高知県宅建政治連盟 (藤本 武志)				
旧	ふかせ裕彦後援会 (宅間 一之)	異動なし	深瀬 総吉	異動なし	平28 ・ 4 ・ 1
新			西村 由香		
旧	岡田りょうへい後援会 (長谷川 一平)	異動なし	異動なし	吾川郡いの町1759	平28 ・ 4 ・ 19
新				吾川郡いの町波川656-1	

**高知県選挙管理委員会告示第56号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
面村すみお後援会	青木 友一	平27・12・10
川井喜久博後援会	面岡 仁司	平28・3・31
立志会	五十嵐 清	平28・3・31